

緊急事態宣言解除後の面会について

社会福祉法人清風会
特別養護老人ホーム
東 かなまち桜園

令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除となりますが、新型コロナウイルスが終息したわけではありません。当施設では、緊急事態宣言解除後2週間程度の期間は、引き続き施設内感染対策を徹底するため、原則ご面会及びご入居者様の必要な受診を除く外出を禁止させていただきます。

今後の対応としましては、6月10日発送予定の請求書関係の書類と一緒に、面会に関する通知を同封致します。ご入居者様・ご家族様に於かれましては、長い間面会制限にご協力いただき、ご心配とご不便をおかけしておりますが、ご入居者様への感染を予防するため、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。当施設におきましても引き続き職員一同、日々徹底した感染予防に努めているところです。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、必要な受診を除く外出、面会制限等が継続となる場合がございますがご了承下さい。

差し入れ等に関しましては、現行通り9時から17時の間受け付けております。